

水難、山岳遭難その他の事故に関する報告要領の制定について

平成20年 4月 2日

道本地第985号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／あて

地域警察が所掌する事故に関する報告については、これまで、水難、山岳遭難その他の事故に関する報告要領の制定について（平11.11.8道本地（安）第105号。以下「旧通達」という。）により、実施してきたところであるが、この度、その内容について所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「水難、山岳遭難その他の事故に関する報告要領」を定め、平成20年4月7日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底の上、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は平成20年4月7日付けで廃止する。

記

第1 見直しの要旨

- 1 速報を要する事故以外の事故の報告を通常報告として行うことを定めるとともに、月別報告は廃止することとした。
- 2 火災事故について、刑事部門の火災事件報告様式による報告も差し支えないこととした。

第2 解釈及び運用方針

項目	解釈及び運用方針
1 目的（要領第1の事項関係）	地域警察が所掌する事故は、北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）及び北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）に基づき、水難、山岳遭難その他の事故として定義している。
2 事故の種別及び態様（要領第2の事項関係）	(1) この要領において報告を要する事故は、災害警備計画に定める災害に該当するものを除くこととしたが、事故の発生時の初動段階においては、必ずしも災害警備計画に定める事故災害との区別が明確ではない場合もあることから、これらの事故の発生時には、積極的な報告に努めなければならないものである。 (2) 事故種別としてレジャー・スポーツ事故を定義したが、当該事故は、独立した事故形態ではなく、広義の交通事故、水難事故等と重複することから、報告及び事故計上に当たっては、広義の交通事故、水難事故等に区分することとしている。 (3) 「その他の事故」とは、死傷者等若しくは物件の損壊の被害を生じ、又はそのおそれのあるものであって、社会的反響の認められるものをいうが、具体的には、建物等からの転落事故、建築現場等からの落下物により第三者に被害を及ぼしたもののほか、クマによる人的被害等もこれに該当することとなる。
3 報告の種別及び要領（要領第3の事項関係）	(1) 速報 ア 事故発生後の初期的段階から迅速かつ的確な警察活動を行う必要があるものを、特に速報を要する事故として指定している。 イ レジャー・スポーツ事故については、年々多様化している状況から、事故防止対策上、必要な措置を講ずるため、これに該当する事

	<p>故はすべて速報を要する事故としている。</p> <p>ウ 速報を要する事故は、当該事故の全容が明らかでない場合であっても、その時点までに判明している状況を報告することが重要であり、事後の報告には追番を付し重複しないようにすること。</p> <p>エ 総括報告は、当該事故処理を伴う反省及び教訓を踏まえ、将来、同種事故が発生した場合の警察活動に生かそうとするものである。</p> <p>(2) 通常報告</p> <p>ア 速報を要する事故以外の事故は、通常報告の対象となる。</p> <p>イ 通常報告は、事故の発生実態について、分析及び検討を行い、各種事故防止対策に生かそうとするものである。</p> <p>ウ 通常報告は、警察署からの報告が唯一の基礎資料となることから、発生の都度報告することとし報告漏れのないようにすること。</p> <p>(3) 火災事故報告上の留意事項</p> <p>ア 刑事部門で作成した火災事件報告により報告する場合は、地域部門における事故統計上、り災内容及び出動体制を把握しなければならないことから、当該様式にり災内容が記載されていることを確認するとともに、出動体制を当該様式の末尾欄外に記載すること。</p> <p>イ 刑事部門で火災発生事件報告を作成しない場合は、要領3の2の(3)のウの(※)の事項に定める火災事故発生報告(別記第6号様式)により報告すること。</p>
--	---

別添

水難、山岳遭難その他の事故に関する報告要領

第1 目的

この要領は、地域警察が所掌する水難、山岳遭難その他の事故(以下「事故」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合における報告要領を定め、もって迅速かつ的確な初動警察活動に資することを目的とする。

第2 事故の種別及び態様

この要領において報告を要する事故の種別及び態様は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、「北海道警察災害警備計画の制定について」(平16.12.24道本備第2079号)に定める災害に該当するものを除く。

事故の種別	事故の態様
1 火災事故	火災により、死傷者等(死者、負傷者、行方不明者及び無事に救出された者(自力避難者を含む。))をいう。以下同じ。)又は建物の焼失の被害を生じたもの
2 落雷事故	落雷により、死傷者等又は建物の焼失若しくは損壊の被害を生じたもの
3 雪害事故	(1) 雪崩 雪崩により、死傷者等又は建物の損壊の被害を生じたもの (2) その他

	降雪、積雪、融雪等により、死傷者等又は建物の損壊若しくは浸水の被害を生じたもの
4 広義の交通事故	(1) 航空機事故 セスナ、ヘリコプター、グライダー等の小型航空機の墜落等により死傷者等又は物件の損壊の被害を生じたもの (2) 船舶事故 動力装置を有する船舶の衝突、転覆等により、死傷者等又は物件の損壊の被害を生じたもの及び船舶又は海洋施設からの油等の流出を生じたもの (3) 陸上事故 車両、列車等の衝突、脱線等(交通事故統計に該当するものを除く。)により、死傷者等又は物件の損傷を生じたもの
5 山の遭難事故	(1) 山岳遭難 登山等に伴い、滑落等により死傷者等の被害を生じたもの (2) 山菜採り事故 山菜採りに伴い、滑落等により死傷者等の被害を生じたもの (3) その他 前2事項に掲げるもののほか、山の測量、草刈り等に伴い、滑落等により死傷者等の被害を生じたもの
6 落盤・山(がけ)崩れ事故	小規模な落盤又は山(がけ)崩れにより、死傷者等又は建物等の損壊の被害を生じたもの
7 爆発事故	ガス、火薬、化学薬品その他爆発物による小規模な爆発により、死傷者等又は物件の損壊の被害を生じたもの
8 水難事故	海、河川、湖沼、池、用水路等の屋外の水中(プールにあっては、屋内を含む。)において、誤って転落するなどにより、死傷者等の被害を生じたもの(船舶事故に該当するものを除く。)
9 レジャー・スポーツ事故	カヌー、パラグライダー等の用具を操作して行うレジャー・スポーツにより、死傷者等又は物件の損壊の被害を生じたもの
10 雑踏事故	雑踏、公営競技場における紛争等により、死傷者等又は物件の損壊の被害を生じたもの
11 その他の事故	1から10までの事項に該当しない事故で、死傷者等若しくは物件の損壊の被害を生じ、又はそのおそれのあるものであって、社会的反響の認められるもの

第3 報告の種別及び要領

1 報告の種別

事故の報告は、速報及び通常報告の2種類とする。

2 速報

(1) 速報を要する事故の種別

ア 雪害事故

イ 広義の交通事故(航空機事故、旅客船の衝突、転覆等の海上事故及び船舶又は海洋施設が

らの大規模な油等の流出事故)

ウ 山の遭難事故

エ 水難事故

オ レジャー・スポーツ事故

カ 雑踏事故

キ アからカまでの事項に掲げるもののほか、次の(ア)から(イ)までに掲げる事項のいずれかに該当する事故

(ア) 死者又は行方不明者が発生した事故

(イ) 被害が主要な官公署、文化財等の重要建物又は国若しくは地方の要人に及んだ事故

(ウ) 社会的反響が予想される特異な事故又は被害が他の警察署管内に波及するおそれのある事故

(イ) その他地域部長又は方面本部長が報告を必要と認めるもの

(2) 速報事項

ア 各事故共通

(ア) 発生日時

(イ) 発生場所

(ウ) 被害の状況(死傷者等の有無及び物的被害)

(エ) 認知の状況

(オ) 事故の原因

(カ) 事故の概要

(キ) 警察措置の概要

a 初動措置の状況

(a) 負傷者等の救護措置

(b) 避難誘導措置(避難日時、避難区分、人員、避難先、避難理由等)

(c) 交通整理又は交通規制の措置

(d) 雑踏整理又は立入禁止の措置

(e) 被害拡大防止措置

(f) その他事案認知時に実施した措置

b 被害の拡大又は終息の見通し

c 対策本部等の設置状況

d 警察官の動員及び運用状況

e 装備資器材の活用状況

f 広報及び報道対応

g その他必要事項

(ク) 関係する機関及び団体の措置状況

a 自衛隊、海上保安庁、消防、自治体職員等の出動状況

b 対策本部等の設置状況

c その他必要事項

イ 広義の交通事故(航空機・船舶等)

(ア) 航空機又は船舶の国籍、所属及び登録番号

- (イ) 航空機又は船舶の種類及び型式
- (ウ) 航路
- (エ) 出発地及び出発時刻
- (オ) 目的地及び到着予定時刻
- (カ) 燃料の積載量
- (キ) 最終連絡の地点、時刻及び状況
- (ク) 無線呼称及び無線機の周波数
- (ケ) 乗客及び乗員の人員等
- (コ) 積載荷物の状況

ウ 広義の交通事故（列車）

- (ア) 列車の型式及び編成
- (イ) 出発地及び出発時刻
- (ウ) 目的地及び到着予定時刻
- (エ) 乗客及び乗員の人員等
- (オ) 積載荷物の状況

エ 山の遭難事故

- (ア) 遭難者の行動日程
- (イ) 遭難者の服装、装備、食料等
- (ウ) 山岳遭難防止対策協議会等への出動要請
- (エ) 捜索救助活動の方針及び概要

オ レジャー・スポーツ事故

- (ア) レジャー・スポーツの種別
- (イ) レジャー・スポーツ用具の種別及び型式
- (ウ) 資格（免許）の有無及び種別

カ 雑踏事故

- (ア) 主催者（組織体制）
- (イ) 自主警備体制
- (ウ) 入場券等の発行及び管理状況
- (エ) 施設等の整備及び措置状況
- (オ) 行催事の開場及び開演状況
- (カ) 警察の雑踏警備状況
- (キ) 危険な事態の発生時における主催者及び警察の措置状況

(3) 速報要領

ア 警察署長は、速報を要する事故が発生し、又は発生するおそれのある状況を認知したときは、警察本部長（札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部長を経由）に速報するものとする。

イ アの事項に定める報告は、警察本部地域企画課長又は当該方面本部の地域課長（執務時間外にあっては、警察本部又は当該方面本部の当直責任者を經由）を経て行うものとする。

ウ 速報は、次の(ア)から(キ)までの事項に掲げる事故の種別に応じ、当該(ア)から(キ)までの事項に定める様式に報告時点において判明した内容を記載し、ファクシミリ等の通信手段をもって

行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、図面を添付するものとする。

(7) 雪害事故 雪害事故発生報告（別記第1号様式）

(イ) 広義の交通事故（航空機事故、旅客船の衝突、転覆等の海上事故及び船舶又は海洋施設からの大規模な油等の流出事故） 広義の交通事故・その他の事故発生報告（別記第2号様式）

(ウ) 山の遭難事故 山の遭難事故発生報告（別記第3号様式）

(エ) 水難事故 水難事故発生報告（別記第4号様式）

(オ) レジャー・スポーツ事故 広義の交通事故・その他の事故発生報告又は水難事故発生報告

(カ) 雑踏事故 雑踏事故発生報告（別記第5号様式）

(キ) (1)のキの事項に該当する火災事故 火災事故発生報告（別記第6号様式）又は刑事部門の火災事件報告様式（これに準ずるチャート等を含む。）

エ (1)のキの(7)から(イ)までに掲げる事項に該当する事故のうち、報告様式の定めのない広義の交通事故（船舶事故・陸上事故）、落雷事故、落盤・山（がけ）崩れ事故、爆発事故及びその他の事故に係るものにあつては、原則として、広義の交通事故・その他の事故発生報告の様式を用いるものとする。ただし、事故の内容に応じ、当該様式を用いることが適当でないと認めるときは、(2)に定める事項について、おおむね六何の原則に基づき作成した書面をもって速報するものとする。

オ 速報後、新たに判明した事項又は訂正を要する事項については、逐次追報を行うものとする。この場合において、追報の書面には、既報告分との関係を明らかにするため、一連番号及び時刻を明記するものとする。

(4) 総括報告

ア 総括報告は、速報を要する事故のうち、特に重要又は特異なものについて、当該事故の初動警察活動がおおむね終了した後に行うものとする。

イ 総括報告は、次に掲げる事項を内容とし、必要があると認めるときは、図面を添付して行うものとする。

(7) 事故の原因

(イ) 事故の始期及び終期

(ウ) 事故の発生場所及び地域

(エ) 被害の概要

(オ) 警察措置の概要

(カ) 警察措置（活動）に対する社会的反響

(キ) 関係する機関及び団体の措置

(ク) 反省及び教訓事項

(ケ) その他参考事項

3 通常報告

(1) 警察署長は、速報を要する事故以外の事故が発生した場合は、当該事故の初動警察活動がおおむね終了した後に、その概要について、広義の交通事故・その他の事故発生報告の様式（火災事故に係るものにあつては、2の(3)のウの(キ)の事項に定める様式）により警察本部長（札幌

方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部長経由)に通常報告を行うものとする。

(2) 通常報告は、警察本部地域企画課(札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部の地域課経由)あてに送付(ファクシミリ等を含む。)するものとする。

4 警察庁への報告

警察本部は、事故の被害統計を事故年報(別記第7号様式)により警察庁に年次報告を行うものとする。

第4 事故の被害統計基準

事故の被害統計及び適用区分の判断は、被害統計基準(別表)に基づき行うものとする。

別表(第4の事項関係)

被 害 統 計 基 準

第1 事故報告の被害計上基準

被 害 種 別		計 上 基 準
1 人的被害	(1) 「死者」欄	<p>ア 死体が確認された者又は死体が未確認の者のうち死亡したことが確実なものについて記入し、不確実な者については行方不明とする。</p> <p>イ 事故の発生地がA署で、死体がB署において発見された場合は、原則として事故の発生地において計上する。ただし、事故の発生地が特定できない場合は、発見地のB署において計上する。</p>
	(2) 「行方不明」欄	<p>ア 所在が不明であり、かつ、死亡した疑いのある者を記入する。</p> <p>イ 行方不明として速報したものについて、事後の報告に当たっては、死者又は生存者として判明したかどうかを再検討し、確認の上記入する。</p>
	(3) 「負傷者」欄	<p>ア 重傷又は軽傷を問わず、事故のため負傷し、又は疾病にかかり、医師の診断及び治療を受ける必要のあるものを記入する。</p> <p>イ 事後の詳細で、負傷者を重傷者及び軽傷者に区別する場合は、負傷の程度が1か月未満を「軽傷」、1か月以上を「重傷」とする。</p>
2 建物被害	(1) 共通事項	<p>ア 建物については、住家(全壊から一部損壊まで)と非住家に区分する。</p> <p>イ 住家とは、一般的に「人が居住するための建築物」をいうが、ここでは、やや広い意味に解し、人が起居できる設備がある建物を含むものとする。</p> <p>(7) 住家に類するもの 官公署庁舎、学校、図書館、神社、仏閣、教会、公会堂、銀行、会社、事務所、工場、作業所、病院、寄宿舍等</p>

		<p>(イ) 非住家とするもの 倉庫、きゅう舎、車庫、納屋、物置等</p> <p>ウ 建物被害については、「棟」を単位として記入する。</p> <p>エ 主屋より延べ面積の小さい附属建物（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家に計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場等）が設置されている場合は、同一棟とみなす。</p> <p>オ 渡り廊下のように、2以上の母屋に接して設置されているものについては、これを2等分してそれぞれの母屋と同一棟とみなす。</p>
	(2) 「全壊」欄	家屋全部が倒壊したもの又は外形上は倒壊しないが大破して改築しなければ居住できないものを記入する。
	(3) 「半壊」欄	被害が大きいもののうち、補修すれば元どおり使用できる程度のものについて記入する。具体的には、主要構造部分の被害が20パーセント以上50パーセント以下のものとする。
	(4) 「流失」欄	家屋が土砂等により流失した場合に記入する。
	(5) 「全焼」欄	建物の全壊に準ずる。
	(6) 「半焼」欄	建物の半壊に準ずる。
	(7) 「床上浸水」欄	人が起居に必要な床面（畳、じゅうたん等が敷かれているところ）を越えて浸水し、日常生活を営むことができない状態の場合について記入する。
	(8) 「床下浸水」欄	床上浸水の程度に至らないが、居住内の玄関等に浸水した状態の場合に記入する。
	(9) 「一部破損」欄	半壊又は半焼に至らないものを記入する。ただし、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。
	(10) 「非住家」欄	建物の半壊若しくは半焼以上のもの又は建物がおおむね20パーセント以上浸水した場合について記入する。
3	「道路損壊」欄	村道以上の道路において、自動車の運行が不能となる程度以上のものについて記入する。
4	「橋りょう流失」欄	村道以上の道路に架設した橋りょうが流失した場合について記入する。
5	「堤防決壊」欄	河川、湖沼、池等の堤防が決壊した場合について記入する。ただし、ため池又はかんがいの堤防は、その決壊によって特に重大な被害が生じた場合に限る。
6	「山（がけ）崩れ」欄	山（がけ）崩れによって復旧工事を必要とするものについて記入する。
7	「鉄軌道被害」欄	列車又は電車の運行が不能になった場合（鉄橋の被害を含む。）における被害箇所数について記入する。
8	「通信施設被害」欄	通信施設が不通になった場合に、回線を単位として記入する。

9	「木材流失」欄	水害等により流失した木材について立方メートルを単位として記入する。
10	「山林焼失」欄	ヘクタールを単位（端数は切捨て）として記入し、樹木等に被害がないなど、軽微なものは含まない。
11	船舶被害	<p>(1) 区分</p> <p>ア 船舶被害については、船舶及びろかい等による舟に区分する。</p> <p>イ ろかい等による舟とは、ヨット、伝馬船、ボートその他動力装置によらないで航行する船舟をいい、これ以外のものを船舶とする。</p> <p>(2) 「沈没」欄</p> <p>船舶のうち、船体が没し航行不能に陥った場合について記入する。</p> <p>(3) 「流失」欄</p> <p>船舶の所在が不明となった場合について記入する。</p> <p>(4) 「破損」欄</p> <p>修理をしなければ航行できない程度の被害を受けた場合について記入する。</p> <p>(5) 「ろかい等による舟」欄</p> <p>ろかい等による舟が沈没、流失又は破損した場合について記入する。</p>
12	「り災世帯数」欄	り災世帯とは、事故により被害を受け通常の生活を維持することができなくなった世帯で、建物の全壊、半壊、流失、全焼、半焼若しくは床上浸水により被害を受けた世帯又は船舶の沈没、流失若しくは損壊の場合における当該船舶による水上生活者等の世帯をいう。
13	「り災者数」欄	事故による死者、行方不明者、負傷者、無事救出された者（自力避難者を含む。）又はり災世帯の居住者について記入する。
14	「出動警察官数」欄	事故の発生に伴い、救出救助活動、捜索活動その他警察活動に従事した警察官（単に招集待機した者は含まない。）の数を記入する。この場合において、応援警察官については、応援を受けた部署が当該部署の出動警察官数と合わせて記入し、その旨を備考欄に付記する。
15	「被害発生件数」欄	<p>ア 管内において事故が発生した場合において、同時又は同一の原因によって発生したものであると認められたときは、1件として記入する。</p> <p>イ 事故が2警察署又は2方面以上にまたがる場合は、それぞれの部署に1件として計上し、当該部署の被害について記入する。</p> <p>ウ 事故の性質上、被害を分けて見ることができない場合は、主たる警察活動をした警察署又は方面本部において被害を計上する。</p> <p>エ 事故の被害について、いずれの部署に計上すべきか判断ができない場合は、警察本部において調整の上、被害計上</p>

	部署を指定する。この場合における出動警察官は、各部署ごとの出動人員とする。
16 「被害発生日」欄	事故が発生した日を記入する。ただし、被害の発生が2日以上にわたり、被害発生日が特定できないときは、その期間を記入する。

第2 事故の適用区分基準

事故の種別	適用区分
1 雪害事故	<p>(1) 雪崩による事故とは、雪崩に巻き込まれ、死傷者等の被害を生じたもの又は雪崩により家屋等が倒壊したものであること。ただし、雪崩によるものであっても、山の遭難事故又は交通事故に該当するものは除く。</p> <p>(2) 降雪、積雪、融雪等による事故とは、次の形態に該当するものであること。</p> <p>ア 除排雪中に川や池等に転落し、死傷者等の被害を生じたもの。この場合は、「水難事故」と競合することとなるが、雪害事故として計上すること。</p> <p>イ トラクター、フォークリフト等の除雪機による作業中、雪山に乗り上げて転倒し、その下敷きとなるなどにより死傷したもの。この場合は、「広義の交通事故（陸上事故）」と競合するものであっても、雪害事故として計上すること。</p> <p>ウ 除排雪作業を要因として発病したもので、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に定める災害弔慰金等の支給対象となるもの（単に除排雪作業中に風邪を引いたような者は除く。）</p> <p>エ 降積雪等を直接の原因として、走行不能の自動車内で待機中、一酸化炭素中毒により死傷したもの</p> <p>オ 次の態様による事故で死傷者等の被害を生じたもの</p> <p>(7) 屋根から落下した雪（氷を含む。以下同じ。）によるもの</p> <p>(イ) 屋根の雪下ろし中転落したもの</p> <p>(ロ) 降雪により転倒した家屋等の下敷きとなったもの</p> <p>(ハ) 除雪した雪が崩れ下敷きになったもの</p> <p>(ニ) 除排雪中に雪山から転落したもの</p> <p>カ 降積雪等を直接の原因として発生したものであって、アからオまでの事項に該当しないもの。例として、降積雪等のため車内で待機し、又は雪道を迷い凍死したものは該当するが、単に酔って戸外に寝込み凍死したものは該当しない。</p> <p>なお、雪に起因するものであっても歩行中の転落事故及びレジャー・スポーツ活動中のものは除く。</p>
2 広義の交通事故（船舶事故）	<p>(1) 動力装置のある船舶による事故であること。</p> <p>ア 漁船、モーターボート、水上オートバイ等の動力装置のある船舶による事故であること。</p>

	<p>イ ゴムボート等に一時的に船外機を取り付けた場合も含まれる。</p> <p>(2) 「広義の交通事故(船舶事故)」として計上する事故事例</p> <p>ア モーターボートとろかい等による舟が衝突したもの</p> <p>イ 航行中のモーターボートが遊泳者と接触したもの</p> <p>ウ 航行中のモーターボートから乗船者が誤って水中に転落したもの</p> <p>エ 潜水可能な動力装置のある船舶が潜行し、学術調査中に故障により浮上できず、酸素欠乏により乗組員が死亡したもの</p> <p>オ 瀬渡し舟(動力装置のある船舶)が釣場に行く途中、渦に巻き込まれ転覆したもの</p> <p>(3) 「広義の交通事故(船舶事故)」に計上しない事故事例(水難事故に計上するもの)</p> <p>ア ろかい等による舟同士の衝突によるもの</p> <p>イ 遊泳者にろかい等による舟が接触したもの</p> <p>ウ 航行中の手こぎボートから乗船者が誤って水中に転落したもの</p> <p>エ ろかい等による舟が磯等の釣場に行く途中、渦に巻き込まれて転覆したもの</p>
<p>3 水難事故</p>	<p>(1) 屋外の水中における事故であること。</p> <p>水難は、海、河川、湖沼、池、用水路、堀、プール(屋内のプールを含む。)その他屋外の水中で発生した事故であること。</p> <p>(2) 誤って転落するなどにより、死傷者等の被害を生じたものであること。</p> <p>ア 誤って転落し、又はおぼれたことによる事故であって、自殺及び殺人は含まれない。</p> <p>イ 「死傷者等」の死亡とは、溺死^{でき}した場合のほか、水中において心配麻痺^ひにより死亡した場合を含むものである。</p> <p>(3) 大雨等の自然災害又は船舶事故以外の水難事故であること。</p> <p>(4) 被害者の取扱い</p> <p>第三者によって救助された場合、ボートが転覆して何人かがおぼれそのうち水泳の達人な者が自力で脱出した場合又は増水で中州に取り残された何人かのうち水泳のできる者が岸に泳ぎついて助かった場合の被救助者は被害者として取り扱う。</p> <p>(5) 「水難事故」として計上する事故事例</p> <p>ア 工事中のグラウンドにできた池状の水たまりに落ちて死亡したもの</p> <p>イ 井戸に落ちて死亡したもの</p> <p>ウ 酔っ払いが川や池に落ちて死亡したもの</p> <p>エ 子供が水遊び中、誤って河川、用水路等に転落し、又は深みにはまりおぼれたもの</p> <p>オ てんかんの発作で河川、用水路等に転落したもの</p> <p>カ プールの排水口に吸い込まれ死亡したもの</p> <p>キ ダムの放水により増水し、釣人が流され死亡したもの</p> <p>ク 遊泳中に、技術未熟のため又はけいれんの発作によりおぼれたもの</p>

- ケ 自動車、オートバイ又は自転車もろとも水中に飛び込み死亡した場合
で、交通事故として取り扱わないもの
- (6) 「水難事故」として計上しない事故事例(その他の事故に計上するもの)
- ア 道路上の単なる水たまりに顔を突っ込み死亡したもの
- イ 飲酒の上風呂に入り、心臓麻痺を起こして死亡したもの
- ウ 入浴中、めまい又はてんかんの発作を起こして死亡したもの
- エ 風呂場で水遊びをしていた幼児が、浴槽に落ちて死亡したもの
- オ 屋内の便所に落ちて死亡したもの

4 レジャー・
スポーツ事故

- (1) 用具を操作して行うレジャー・スポーツに伴って発生した事故であること。
- (2) レジャー・スポーツ事故は、独立した事故形態ではなく、他の事故形態と重複することから、被害計上に当たっては、次の表に掲げるレジャー・スポーツの種別に応じ、同表の事故種別を適用すること。

レジャー・スポーツの種別		事故の種別
水上(中)	水上ボート ボードセーリング モーターボート クルーザー 水上スキー	広義の交通事故(船舶事故)
	ヨット 手(足)こぎボート ウィンドサーフィン カヌー ゴムボート いかだ	水難事故(ボート遊び)
	サーフィン スキューバダイビング シュノーケリング	水難事故(その他)
空 中	超軽量動力機 ジャイロコプター グライダー	広義の交通事故(航空機事故)
	ボートパラセーリング 自動車パラセーリング	広義の交通事故(船舶事故) 広義の交通事故(陸上事故)
	ハングライダー パラグライダー モーターハングライダー モーターパラグライダー スカイダイビング 熱気球	その他の事故
陸 上	モトクロス オートバイトライアル	広義の交通事故(陸上事故)

	オートレース バギーカー スノーモービル オートバイ ポケットバイク ゴーカート 自動車 トライアル バギーカー モトクロス	
	スケートボード スキー スノーボード	その他の事故

別記様式省略